【様式】2-1　発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿

種　別 ※ 各社の職名ではなく県指針による標記種別を記載すること。	氏　　名	専門分野	資　　格	雇用形態

【様式】2-2　発掘調査担当者・発掘調査員の履歴　（※左記のどちらかを〇で囲む）

氏　　名				
会社における所属・職名		最終学歴		性別　男・女
生年月日	昭和・平成　年　月　日生			考古学
年齢	令和5年4月1日現在　　才	調査経験月通算　　か月(卒業後通算　　か月)		専攻・非専攻

発掘調査歴

遺跡名	所在地・立地	調査面積	調査主体	〔上段〕所属・身分等 〔中段〕該当するものにすべて〇を付ける 〔下段〕該当するものに〇を付ける	従事期間
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月

【様式】2-3　土木作業管理者の履歴

氏　　名					
会社における所属・職名		最終学歴		性　別	男・女
生年月日	昭和・平成　年　月　日生				
年齢	令和5年4月1日現在　　才				

発掘調査の土木作業管理者歴

遺跡名	所在地・立地	調査面積	調査主体	所属・身分	従事期間
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日

【様式】2-4　発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴　（※左記のどちらかを〇で囲む）

氏　名

刊行機関	報告書名	刊行年	執筆か所	備考

【様式】2-5　発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績　（※左記のどちらかを〇で囲む）

氏　名

掲載誌名又は書名	題　　名	刊行年	備考

【様式】2-1（2） 発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者変更名簿

種　別 ※ 各社の職名ではなく県指針による標記種別を記載すること。	氏　　名	専門分野	資　　格	雇用形態

本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針

平成16年3月24日

新潟県教育委員会教育長

１　趣　旨

この指針は、文化財保護法（以下「法」という。）、平成10年９月29日付け文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」及び新潟県埋蔵文化財事務取扱要綱（平成13年３月31日制定 以下「県事務取扱要綱」という。）に基づき、土木工事等に伴う記録作成を目的とする本発掘調査において、埋蔵文化財の発掘調査事業を目的とする営利法人（以下「民間調査組織」という。）を導入する場合に必要な事項を定めるものである。

２　民間調査組織の要件

民間調査組織とは定款に発掘調査業務が明記され、かつ発掘調査について十分な資質を有する発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者を常時雇用している営利法人とする。発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者の要件は以下のとおりとする。

（１）発掘調査担当者

発掘調査担当者とは、考古学の専門的知識・調査技術の両面で調査の対象となる遺跡について発掘調査の実施に十分な能力と経験を有し、全体の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、新潟県教育委員会（以下「県教委」という。）発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容のものを適切に作成できる者とする。

原則として、次のいずれかに該当する者であること。

ア　法第99条の規定による通知や法第92条に基づく届出で、発掘調査担当者として県教委に受理された経験をもつ者であり、かつ過去に発掘調査担当者となった遺跡の調査を適切に完了している者とする。

ただし、県事務取扱要綱第８条の２による確認で、発掘調査担当者として適切でないと判断された場合はこの限りでない。

イ　ア以外の者

１）　大学（４年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

卒業（修了）後、発掘調査担当者又は、発掘調査員として実質２年以上の発掘調査経験を有し、２冊以上の報告書主要項目（遺構、遺物、総括等とし、調査経緯、調査経過、遺跡の立地等は含まない。以下同じ。）の執筆歴がある者。

２）１）以外の者

発掘調査担当者又は発掘調査員として実質５年以上の発掘調査経験と、５冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

（２）発掘調査員

発掘調査員とは考古学の専門的知識・調査技術の両面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施する能力と経験を有し、発掘調査担当者の指示に基づき、発掘調査現場の作業を掌握して発掘調査を適

切に進行させることができるとともに、県教委発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容を有するものを適切に作成できる者とする。

原則として以下の要件を満たす者とする。

ア 大学（４年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

実質１年以上の発掘調査経験があり、報告書主要項目の執筆歴がある者。

イ ア以外の者

実質３年以上の発掘調査経験があり、２冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

（３）土木作業管理者

土木作業管理者とは、現場に常駐して全体の作業を掌握し、発掘調査担当者の指示に従って安全管理・危険防止・機械掘削・人力掘削等の指揮監督を行い、発掘調査を適切に進行させることができる者とする。

具体的には以下の資格を全て有する者とする。

・建設業法第26条第１項に規定する主任技術者の資格

・地山掘削作業主任者

・土止め支保工作業主任者

３　民間調査組織が留意すべき事項

（１）発掘調査担当者の変更

発掘調査は調査報告書の刊行をもって終了するものであることから、発掘調査から報告書作成までを同じ発掘調査担当者が行うことが望ましいものであり、特別な事情を除き発掘調査担当者の変更を行わないものとする。

（２）発掘調査担当者の複数担当

発掘調査担当者は現場に常駐し、全体作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させる必要があることから、原則として同一時期に複数の発掘調査や発掘調査と報告書作成業務を行わないものとする。ただし、発掘調査計画を対比した結果、複数の業務が適切に遂行できる場合はこの限りでない。

４　民間調査組織に求める書類

発掘調査の円滑な実施のため、適宜、次の書類の提出を求めることとする。

① 組織の概要（組織の発掘調査実績・報告書作成実績）【様式１】

② 発掘調査担当者・発掘調査員・調査補助員・土木作業管理者の他、各種資格保有者名簿及び経歴【様式２】

③ 調査方法・期間

④ 調査期間中における調査人員の配置状況

⑤ 調査経費及び積算根拠

５　民間調査組織を導入した際の遵守事項

適切な発掘調査の実施には、現地発掘作業終了時のみの確認作業では判断できないため、調査の各工程で細部にわたる徹底した管理を行うこととする。これは、調査終了後に記録類の不備等が確認されても、現地発掘作業をやり直すことができないという発掘調査が元来持ち合わせている特質のためであり、具体的な管理は以下のとおりとする。

（１）管理監督

定期的に以下の管理を行うこととする。

ア 包含層掘削や、遺構の検出・掘削が適切な方法で行われていること

イ 遺物包含層と遺構の時代・時期が適切に捉えられていること

ウ 写真・図面等の記録類が適切に作成されていること

エ 各工程で調査遺跡の性格が適切に捉えられていること

オ 安全管理が適切に行われていること

（２）是正指示

現地発掘作業において上記の事柄が適切に行われていない場合は、速やかに是正を指示することとする。このような指示の後においても、適切な発掘調査が実施されない場合は、発掘調査担当者の交代等、具体的な改善策を講じることとする。

なお、報告書の作成も同様に、適正な作成状況が認められない場合は、「記録保存のための発掘調査」という主旨から逸脱するため、作成のやり直しを指示することとする。

（３）現地発掘作業の完了検査

定期的な管理により記録保存として十分な記録類が適切に作成され、調査の目的が達せられた場合に現地発掘調査作業が完了したものとする。

６　施行時期

この指針は、平成１６年４月１日から施行する。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理　事　長　　妹　尾　浩　志　　様

住所
氏名又は名称
代表者名

私は、貴財団の発掘調査業務に係る入札の参加申し込みに際し、次の事項を誓約します。

1　当社又は当社の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当しません。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

（4）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（7）（3）から（6）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2　上記の誓約事項に虚偽の内容があった場合及び下記（1）又は（2）の場合には、貴財団に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権等が生じることを認めます。

（1）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記１（1）～（7）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（2）上記１（1）～（7）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（２（1）に該当する場合を除く。）に、そのことを知った貴財団が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。